

### 森林経営管理法について

和田 貴弘

**問** 法律の趣旨と目的は、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することである。具体的には、一経営や管理が行われていない森林の所有者に今後の意向を確認し、この際に管理委託の申し出等があった場合には、市が経営管理権集積計画を定めて委託を受けること。「林業経営に

が市に移譲となる。その後、市が経営管理権集積計画を作成する際、現地での説明のほか、境界の確認に協力をいただくことなどがある。

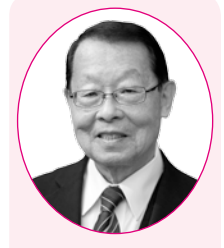
**小瀬名地区の歴史について**  
**問** 過去の歴史的調査の実績は。

**問** 市役所内で感染症患者が発生した場合は、発生人数で業務等の対応が違ってくると思われるが、その場合の対策と市民への対応は。

**問** 国が策定を求めている地方公共団体における業務継続計画（BCP）は、新型コロナウイルス感染症対策においても必要と考えるが、本市での現在の状況は。

できる体制を整えている。内容としては、新型コロナウイルス感染症で職員が3分の1程度が欠勤した場合を想定し、業務の継続にあたり市民生活に不可欠で優先的に遂行すべき業務をあらかじめ選定している。職員には、感染予防生活を送るよう啓発するなど、市民の生活や市内事業者の事業に及ぼす影響の軽減に努めるものとしている。

### 新型コロナウイルス感染症の対応について



稲浦 巖

自ら森林経営管理事業を実施すること。「所有者が不明の森林は、市で経営や管理ができること。」などである。

**答** 事業運営の費用を市が負担する場合は、管理の過程で発生した木材やその木材を利用した事業による収益は、原則として、市の財源となる。

**答** 「口高市史」の編さんに伴い資料収集や調査を実施し、江戸時代は林業が盛んで西川材との関わりが深い地域であることが分かっている。石造物等の調査では、板石塔婆（いたいしとうば）については刊行物「口高町の板碑」の中で、また、馬頭観音（ばとうかんのん）等については刊行物「口高の石造物」の中で調査結果を報告している。

**答** 新型コロナウイルス感染者の発生人数により対応が異なることは予想される。市職員に感染が疑われる場合の対応としては、その職員にかけつけの医師へ相談してもらった上で医療機関を受診させ、その結果により適切な処置を講ずる。なお、感染が確認された職員は出勤停止とし、保健所から濃厚接触者と判断された職員は結果が判明するまでの間、出勤をしないこととしている。また、感染が確認された職員の職場は、窓口を閉め、保健所の指導のもとで消毒を行うこととしている。万一、クラスターが発生した場合は、保健

所の指導を受けて、二次感染防止等の対策を講ずる。

感染が確認された場合の市民への対応としては、市ホームページ等では、市民への事前に行すべき業務をあらかじめ選定している。職員には、感染予防生活を送るよう啓発するなど、市民の生活や市内事業者の事業に及ぼす影響の軽減に努めるものとしている。

**問** 森林所有者のとりべき行動は。

**答** 市が順次、経営管理意向調査を実施する中で、市に委託したいと回答した方に手続きをしていただいた上で、経営管理権

林業の歴史を中心に調査し、研究を深めることで資料を整備する。また、調査結果に基づいて説明板の設置も検討したい。

**答** 業務継続計画は、災害等の種別に応じて備えておく必要があると考えており、本市では、大地震の発生を想定した業務継続計画を平成26年に策定しているが、現在は、これに加え、新型コロナウイルス感染症対応についても、市の業務が継続

管理が必要な森林



管理が必要な森林



市の危機管理用品の一例